

# 地 域 再 生 計 画

## 1 地域再生計画の名称

「自然と共生した安全で快適な“暮らし”づくり」再生計画

## 2 地域再生計画の再生主体の名称

古河市

## 3 地域再生計画の区域

古河市の全域

## 4 地域再生計画の目標

古河市は、関東平野のほぼ中央、茨城県の最西端に位置し、東西に 16.06 km、南北に 12.58 km の距離を持ち、総面積 123.58k m<sup>2</sup>を有しており、地形はほぼ全域に渡り平坦である。南側に利根川が流下し、西側は渡良瀬川および渡良瀬遊水地に接するほか、宮戸川や西仁連川等の河川が田園地域を南流する、水と緑豊かな自然環境を有している。

また、人口は 145,895 人（平成 20 年 4 月 1 日現在）で市内には J R 宇都宮線古河駅があり、東京都心やさいたま市、宇都宮市までの距離が 50～60 km（首都 60 km 圏）という地理的条件に加え、4 号国道、新 4 号国道や国道 125 号、354 号等の広域的道路が東西南北に走り、生活や生産、流通の場として恵まれた立地条件にある。

気候は、年間平均気温 15.0 度前後、年間降水量 1,400 mm 程度で全体的に温暖であり、1 年を通じて過ごしやすい地域である。

本市の農業は、肥沃な土地と首都圏 60 km 圏という恵まれた立地条件から、稲作や路地野菜、施設園芸等の野菜づくりを中心とした都市近郊型農業として発展し、首都圏における食料供給基地となっている。

中でも、長井戸沼土地改良区域の農業は、葛生地区周辺の畑地帯と低湿地帯を基盤としている。この地域は、古くから水害に悩まされてきたが、水田の区画整理や排水路の整備が行われたことで、優良な水田地帯となり、現在では本市の主要農産物である米の生産拠点である。

その一方で、本市において、昭和 30 年代後半から工場誘致が進められたことで産業構造が変化し、農工住混在型の都市の様相を呈してきたことによる、人口の増加と生活様式の変容は、生活系排水の量的増加による公共用水域の水質汚濁を招き、自然環境の破壊や悪臭、害虫の発生等市民の生活環境を悪化させる結果となった。また、農業用排水路に流入した生活系排水は農業用水の水質汚濁を進行させ、農作物の生育障害や用排水路の機能低下等、農業生産環境にも悪影響を及ぼしてきた。

このような状況を踏まえ、本市では、水と緑の豊かな自然環境を守り、誇れる資産として次世代に継承していくため、自然環境や生態系に配慮した社会の形成を図ることを目標として「自然と共生した安全で快適な“暮らし”づくり」を第 1 次古河市総

合計画の施策大綱として位置づけた。また、現在までに、快適な暮らしを支える生活基盤づくりとして、昭和 49 年から公共下水道事業、平成元年からは農業集落排水事業、合併浄化槽設置事業を進めており、最近では、平成 19 年に生活排水ベストプランを策定し、各事業を連携した生活系廃水処理に取り組んでいる。

その結果、平成 20 年 4 月 1 日現在、市街化区域を中心とした公共下水道事業の認可区域内汚水処理人口普及率は 89.8%と整備が順調に進んでいる一方で、認可区域外の地域の汚水処理人口普及率は 45.1%と依然として低く、農業集落排水事業・合併浄化槽設置事業のより一層の事業推進が急務となっている。

このため、本市は農業集落排水施設と合併浄化槽設置事業を一体的に整備することで、農業振興地域および公共下水道未採択区域における生活環境の改善と公共用水域の水質改善を図り、美しい田園環境の保全とより生産性の高い農業を中心とした活力ある地域の再生を目指す。

## (目標)

### 汚水処理施設の整備促進

- ・ 農業集落排水事業と合併浄化槽設置による公共下水道区域外汚水処理人口普及率の向上

平成 20 年 4 月 1 日現在	平成 25 年度目標値
45.1%	61.4%

- ・ 放流水の水質向上

	平成 20 年 4 月 1 日現在	平成 25 年度目標値
BOD	52 mg/ℓ	10 mg/ℓ以下
SS	49 mg/ℓ	15 mg/ℓ以下

※BODとは Biochemical Oxygen Demand の略称で、河川水や工場排水中の汚染物質（有機物）が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要とされる酸素量のこと、単位は一般的に mg/ℓで表わす。この数値が大きくなれば、水質が汚濁していることを意味する。

※SSとは Suspended Solid（懸濁物質）の略称で、水中に浮遊している物質の量のこと、一定量の水をろ紙でこし、乾燥してその重量を測る。単位は一般的に mg/ℓで表わし、この数値が大きい程、その水の濁りが多いことを意味する。

- ・ 生産性の向上（事業実施による葛生地区経済効果）

平成 20 年 4 月 1 日現在	平成 25 年度目標値
1,514,600 千円	1,786,979 千円

## 5 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

本市の農業集落排水事業は、平成元年度に事業着手し、現在までに、大綱、恩名、大新、三和北部、前林、柳橋、高野地区が整備完了している。また現在、間中橋、上大野、東山田東部地区を整備中で平成 20 年度に間中橋、上大野地区が事業完了する。今後、残り 3 地区の農業集落排水処理施設整備を予定しており、本計画では葛生地区の整備を行なう。

また、合併浄化槽設置事業は、平成元年度より継続的に事業実施しており、公共下水道認可区域および農業集落排水事業採択区域以外の区域を対象に、平成 25 年度までに 630 基を整備する。

### 5-2 法第 5 章の特別の措置を適用して行う事業

#### 汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・農業集落排水・・・平成 20 年 12 月に、事業計画承認の通知を県より受けている

#### 【事業主体】

- ・いずれも古河市

#### 【施設の種類】

- ・農業集落排水施設、合併浄化槽

#### 【事業区域】

- ・農業集落排水施設 古河市葛生地区
- ・浄化槽（個人設置型） 古河市のうち公共下水道認可区域外及び農業集落排水施設整備済地区外

#### 【事業期間】

- ・農業集落排水施設 平成 21 年度～平成 25 年度
- ・浄化槽（個人設置型） 平成 21 年度～平成 25 年度

#### 【整備量】

- ・農業集落排水施設  $\phi 150 \sim \phi 200$  9.35 km  
処理場 1 箇所
- ・合併浄化槽（個人設置型） 合計 630 基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

- 農業集落排水施設 古河市葛生地区で 1,360 人
- 合併浄化槽 古河市内で 2,205 人

#### 【事業費】

- ・農業集落排水施設 事業費 1,333,200 千円  
(うち交付金 666,600 千円)
- ・合併浄化槽（個人設置型） 事業費 264,690 千円

	(うち交付金 88,230 千円)
・合計	事業費 1,597,890 千円
	(うち交付金 754,830 千円)

### 5-3 その他の事業

地域再生基本方針に基づく支援措置によらない取り組み

#### ○豊かな恵みを活かした農業の振興

豊かな田園環境の保全を進めていくとともに、農業生産環境を充実させるため、古河市独自の農業展開として、施設園芸の推進、畑作基盤整備の促進を図る。

また、農産物の価格低下や農業従事者の高齢化、後継者不足等を解消するため地域農業の担い手確保として、消費者ニーズを踏まえた安全で安心な農産物の生産確保や認定農業者の育成、新規就農者希望者の支援を推進していく。

#### ○自然環境保全の推進

豊かな自然や田園環境を次世代に継承していくため、次世代を担う子供たちに対して「古河市こども環境調査隊」として、河川の水質調査や、地球温暖化防止について学ぶ等、河川の状況や河川周辺の環境を実感し、見つめなおす環境学習の機会を設けている。

また、自然環境にふれあい、親しめる環境の創造として、市民と行政が互いの役割分担を定め、両者のパートナーシップのもとで緑化・清掃による美化を目指し、全国的に普及が進むアダプトプログラムを推進している。

## 6 計画期間

平成 21 年度～平成 25 年度

## 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4 に示す数値目標に照らし、市が状況を調査・評価し、その結果を公表する。また、必要に応じて事業の見直しを図るため、計画期間中に施設の整備状況について市の関係各課による定期的な評価、検討を行うこととする。

なお、整備された汚水処理施設については、民間業者に管理を委託し、定期的な水質検査及び維持管理等を徹底して行い、必要に応じて適切な処置をとることとする。

## 8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし